

[証券コード 3914]

平成28年3月14日

株 主 各 位

札幌市北区北8条西3丁目32番地
ジグソー株式会社
代表取締役 山川真考

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月28日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午後1時
2. 場 所 札幌市中央区北5条西2丁目5番地
JRタワーホテル日航札幌 36階スカイバンケットルーム「たいよう」
3. 会議の目的事項
＜報告事項＞
 - 第 1 号 第15期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第 2 号 第15期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件
＜決議事項＞
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jig-saw.com/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

第15期（自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### 全般的概況

当事業年度の当社事業領域におきましては、IoTやビッグデータ、人工知能(AI)が政府がまとめた「日本再興戦略」に最先端技術による社会構造変化を見据えた施策として盛り込まれるなど、さらなる盛り上がりを見せております。こうした環境の中、当社は、全IoT端末から送信されるデータを自動受信・検知・制御するためのIoT OS「SINGULARITY」によるIoTデータコントロールサービス「IoT-A&A Service」の提供開始や、インターネットサービスにおける人の目による確認作業を代替可能な「コンポーネント型自動チェックロボット：ABR (Auto Browsing Robot)」をリリースするなど、より一層質の高いサービスを提供することで、既存案件の積み上がり及び新規案件の獲得を推し進めてまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高657,108千円（前期比29.9%増）、営業利益156,556千円（前期比152.1%増）、経常利益147,672千円（前期比138.8%増）、当期純利益95,615千円（前期比20.2%増）となりました。

なお、当社グループは当連結会計年度が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書を作成しておりません。従いまして、本事業報告中の損益に関する記載につきましては、当社単体の数値を使用しております。

### (2) 設備投資の状況

当期中の重要な設備投資はありません。

### (3) 資金調達の状況

当社は、平成27年4月28日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資により200,000株の新株式を発行し、439,760千円の資金調達を行うとともに、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資により37,500株の新株式を発行し、82,455千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年12月28日付で、Mobicomm株式会社の発行済株式の83.33%を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、今後爆発的な拡大が予想されるIoT市場において中長期的な大きな成長による企業価値の最大化を図るため、以下の点に力を入れてまいります。

① 連携先・提携先の更なる拡大による営業体制の強化

連携先・提携先拡大及びこれに伴う販売チャネル拡充及び体制強化により、より多くの新規顧客の獲得と既存案件の維持に向けた施策を実行し、事業規模の大幅な拡大を図ってまいります。

② 課金ポイントの更なる拡大と多様化

当社サービスを支えるエンジニアの技術力向上やサービス現場体制の改革に引き続き積極的に取り組んでまいります。サービス現場体制としては、自動化・標準化・効率化を達成できる現場体制や従業員が安心して働くことのできる職場環境を整えるように取り組んでまいります。

③ 認知度の向上

当社グループが今後も成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度を向上させることが必要不可欠であると考えております。これまで当社では、国内各地での各種展示会への出展や、各企業との共同研究・共同開発等の販売促進活動を実施しております。今後のさらなる成長のため、引き続きこれらの販売促進活動に積極的に取り組んでまいります。

④ 組織力の強化と内部統制システムの強化

当社グループは、今後とも国内外でさらなる事業領域の拡大を推進する方針で

あります。継続的に企業価値を高めていくため、事業の状況に合わせた優秀な人材の採用、人事制度の構築や権限移譲の促進等の組織力の強化に取り組めます。また、経営の公正性や透明性を確保するためにも内部統制システムの強化にも取り組めます。

## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第12期<br>平成24年12月期 | 第13期<br>平成25年12月期 | 第14期<br>平成26年12月期 | 第15期<br>平成27年12月期<br>(当連結会計年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)       | —                 | —                 | —                 | —                              |
| 経常利益 (千円)      | —                 | —                 | —                 | —                              |
| 当期純利益 (千円)     | —                 | —                 | —                 | —                              |
| 1株当たり当期純利益 (円) | —                 | —                 | —                 | —                              |
| 総資産 (千円)       | —                 | —                 | —                 | 1,049,575                      |
| 純資産 (千円)       | —                 | —                 | —                 | 729,108                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | —                 | —                 | —                 | 112.95                         |

- (注) 1. 第15期(当連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。
2. 当社は、平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の割合で、平成28年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第15期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第12期<br>平成24年12月期 | 第13期<br>平成25年12月期 | 第14期<br>平成26年12月期 | 第15期<br>平成27年12月期<br>(当事業年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高 (千円)       | 391,496           | 379,553           | 505,778           | 657,108                      |
| 経常利益 (千円)      | 55,375            | 32,508            | 61,837            | 147,672                      |
| 当期純利益 (千円)     | 39,221            | 23,920            | 79,575            | 95,615                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 7,028.86          | 8.25              | 13.31             | 15.18                        |
| 総資産 (千円)       | 150,947           | 185,898           | 337,456           | 946,220                      |
| 純資産 (千円)       | 5,982             | 35,902            | 115,478           | 733,308                      |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,072.09          | 12.01             | 19.31             | 113.60                       |

- (注) 当社は、平成27年2月13日付で普通株式1株につき5株の割合で、平成28年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                       |
|--------------|----------|----------|-------------------------------|
| Mobicomm株式会社 | 37,500千円 | 83.33%   | IoTデバイス・モジュール組込み・メッシュネットワーク事業 |

(11) 主要な事業内容

| 事業セグメント      | 主要サービス                                                                                                                                                                                        |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マネジメントサービス事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ マネジメントサービス ベーシック</li><li>・ マネジメントサービス スタンダード</li><li>・ マネジメントサービス プロフェッショナル</li><li>・ マネジメントサービス Full</li><li>・ クラウドの窓口</li><li>・ セキュリティの窓口</li></ul> |

(12) 主要な事業拠点

① 当社

本社：東京都港区

本店：北海道札幌市

② 子会社

Mobicomm株式会社（本社：東京都新宿区）

(13) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 70名  | 一名          |

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度が連結初年度となりますので、前連結会計年度末比増減は表示しておりません。

2. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数を含みません。

② 当社の従業員の状態

| 従業員数 | 前事業年度期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|------------|-------|--------|
| 56名  | 11名        | 33.5歳 | 2.9年   |

(注) 1. 業容拡大による期中採用の結果、従業員数は前事業年度と比べて11名増加しております。

2. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数を含みません。

(14) 主要な借入先 (平成27年12月31日現在)

| 借入先         | 借入残高(千円) |
|-------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 30,010   |
| 株式会社三井住友銀行  | 22,000   |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 21,766   |
| 株式会社岩手銀行    | 18,334   |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,227,500株
- (3) 当事業年度末株主数 3,825名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                             | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------------|----------|--------|
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行) | 975,500株 | 30.22% |
| 山川 真考                                                           | 451,000株 | 13.97% |
| 斉藤 誠                                                            | 165,000株 | 5.11%  |
| CREDIT SUISSE AG<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)                       | 132,000株 | 4.09%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES<br>(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)          | 97,000株  | 3.01%  |
| 前田 英仁                                                           | 91,500株  | 2.84%  |
| サンエイト1号投資事業有限責任組合                                               | 59,000株  | 1.83%  |
| 日本証券金融株式会社                                                      | 57,700株  | 1.79%  |
| サンエイト・PS1号投資事業組合                                                | 48,000株  | 1.49%  |
| 斉藤 享子                                                           | 48,000株  | 1.49%  |

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年12月10日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性と投資家層拡大を図るために、平成28年1月1日付をもって平成27年12月31日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割しております。

なお、本件に伴い、発行可能株式総数と発行済株式の総数は以下のとおり変更しております。

発行可能株式総数：25,000,000株

発行済株式の総数：6,455,000株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有する新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                               | 平成26年 3 月 28 日 定時株主総会決議及び<br>平成26年 4 月 23 日 取締役会決議                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 発行日                                           | 平成26年 4 月 24 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の発行価額                                    | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 役員の保有状況<br>うち取締役（社外取締役除く）<br>うち社外取締役<br>うち監査役 | 384個（6名）<br>370個（3名）<br>—<br>14個（3名）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数                           | 普通株式 192,000株（新株予約権 1 個当たり 500株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使時の払込金額                                | 500円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使期間                                    | 自 平成28年 4 月 25 日<br>至 平成36年 3 月 28 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使の条件                                   | ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。<br>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。<br>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。<br>④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                                | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

- (注) 1. 平成26年 5 月 20 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で、平成27年 2 月 13 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加し、かつ行使価額が変更しております。
2. 平成28年 1 月 1 日付で、普通株式 1 株を 2 株に株式分割しております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加し、かつ行使価額が 250 円に変更しております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況             |
|----------|---------|--------------------------|
| 代表取締役社長  | 山 川 真 考 |                          |
| 取 締 役    | 鈴 木 博 道 | CF0                      |
| 取 締 役    | 志 賀 太 生 | CT0                      |
| 取 締 役    | 荻 野 正 人 | トランス・コスモス(株) 理事 投資管理統括部長 |
| 監 査 役    | 茂 呂 眞   | (株)メディアシーク 監査役           |
| 監 査 役    | 山 本 明 彦 | 山本コンサルティングオフィス 代表        |
| 監 査 役    | 美 澤 臣 一 | コ・クリエーションパートナーズ(株) 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役荻野正人氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役茂呂眞氏及び山本明彦氏並びに美澤臣一氏の3名は、社外監査役であります。  
 3. 監査役茂呂眞氏は、過去に上場会社における戦略的投資や事業開発等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役山本明彦氏は、様々な業界での職務経験と他の会社における経営経験、又は監査役として豊富な経験を有しております。  
 5. 監査役美澤臣一氏は、過去に上場会社のCF0経験を有しており、財務及び会計の知見及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人数       | 報酬等の額                  | 摘 要                                                                        |
|------------------|------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(一)  | 46,940千円<br>(一)        | 平成26年3月28日付第13期定時株主総会決議による取締役の報酬額は年額120,000千円以内、監査役の報酬額は年額30,000千円以内であります。 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 11,200千円<br>(11,200千円) |                                                                            |
| 合 計              | 6名         | 58,140千円               |                                                                            |

- (注) 当事業年度末日現在の取締役は4名、監査役は3名であります。支給人数と相違しているのは、無報酬の社外取締役1名を含んでいないためであります。

### (3) 社外役員の状況

#### ① 社外役員の兼任状況

社外役員の重要な兼職状況は以下のとおりですが、当社と重要な関係がある会社への兼任はありません。

| 区 分   | 氏 名   | 兼 職 先 会 社 名        | 兼 職 内 容    |
|-------|-------|--------------------|------------|
| 社外取締役 | 荻野 正人 | トランス・コスモス(株)       | 理事投資管理統括部長 |
| 社外監査役 | 茂呂 眞  | (株)メディアシーク         | 監 査 役      |
| 社外監査役 | 山本 明彦 | 山本コンサルティングオフィス     | 代 表        |
| 社外監査役 | 美澤 臣一 | コ・クリエーションパートナーズ(株) | 代 表 取 締 役  |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名   | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                            |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 荻野 正人 | 社外取締役 | 平成27年に開催された取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っている他、経営戦略に関する監査を行っております。                      |
| 茂呂 眞  | 社外監査役 | 平成27年に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っている他、当社の業務監査及び計算書類等の開示書類の監査を行っております。 |
| 山本 明彦 | 社外監査役 | 平成27年に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っている他、経営戦略に関する監査を行っております。             |
| 美澤 臣一 | 社外監査役 | 平成27年に開催された取締役会14回及び監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っている他、財務戦略に関する監査を行っております。             |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

#### (取締役及び監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

#### (社外取締役及び社外監査役の責任免除)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、法令の定める限度額において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

なお、現在責任限定契約を締結している社外取締役及び社外監査役はおりません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                               | 支払額      |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 12,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務及び財務調査業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

### (5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要は以下の通りです。

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会により、全社的に統括する責任者が取締役会の中から任命され、職務執行に係る情報を文書又は電磁的情報により電磁的に記録し、保存する。また、これらの保存期間、保存場所等については「文書管理規程」に従い適切に管理を行う。

なお、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理につき、組織横断的なリスクの状況把握、監視を適宜行い、各業務に付随するリスクの状況把握、監視を各部門が行う。

なお、管理担当部署は、監査役と連携し、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものとする。

リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制の確保を図る。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役の職務執行の効率性につき、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標を担当取締役が定め、定期的に管理会計手法を用いて目標の達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保するシステムを採用するものとする。

### (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

各種規程に基づき、取締役及び使用人の職務執行のモニタリングを管理担当部署が行い、その結果をもとに、必要に応じて社内教育、研修を実施するものとする。また、管理担当部署は、監査役と連携し、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、取締役会に報告するものとする。

内部監査は、代表取締役社長の承認を受け指名された「監査担当者」により計画的に実施するものとしている。

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発

見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築している。

併せて、法令等違反行為、不正行為に対する監視体制として、取締役及び使用人が直接相談及び通報を行うことのできる社内外窓口を設置する方向で検討しており、不正行為の早期発見・予防・コンプライアンス経営の強化を図るものとする。

さらに、職場におけるハラスメントを防止することを目的として、「セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関する規程」を策定している。

- (5) 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

今後、子会社等を設立する等の場合には、取締役会は、グループのセグメント別の事業を基に子会社等に関して責任を負う取締役を任命し、数値目標及びリスクの管理を実施し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、管理担当部署がこれらを横断的に推進し、管理するものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、管理担当部署所属の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

- (7) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

補助者の人事異動につき、監査役の意見を尊重するものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

取締役及び管理担当部署は、以下コンプライアンスに係る重要事項を定期的に監査役に報告する。

- ① 重要な機関決定事項
- ② 経営状況のうち重要な事項
- ③ 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 取締役及び使用人からの報告事項のうち、コンプライアンスに係る重要事項
- ⑦ その他、コンプライアンス上の重要事項

- (9) 財務報告に係る業務の適正を確保するための体制

会社法及び金融商品取引法に対応するため、管理担当部署により、当社の財務

報告に係る内部統制の評価システムを整備し、監査人による監査に備えるものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は業務執行取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人、法律顧問と意見交換などを実施できるものとする。

当事業年度における、当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査役と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------------|------------------|
| (資 産 の 部)       |                  | (負 債 の 部)              |                  |
| 流 動 資 産         | 877,515          | 流 動 負 債                | 218,679          |
| 現金及び預金          | 752,490          | 買 掛 金                  | 8,845            |
| 売 掛 金           | 100,581          | 短 期 借 入 金              | 15,000           |
| 繰 延 税 金 資 産     | 12,924           | 1年内返済予定の長期借入金          | 26,712           |
| そ の 他           | 11,524           | 未 払 金                  | 81,967           |
| 貸 倒 引 当 金       | △5               | 未 払 法 人 税 等            | 53,656           |
| 固 定 資 産         | 172,059          | そ の 他                  | 32,497           |
| 有 形 固 定 資 産     | 32,242           | 固 定 負 債                | 101,787          |
| 建 物             | 26,178           | 長 期 借 入 金              | 86,663           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 6,064            | 繰 延 税 金 負 債            | 661              |
| 無 形 固 定 資 産     | 79,904           | 資 産 除 去 債 務            | 3,629            |
| の れ ん           | 70,819           | そ の 他                  | 10,833           |
| そ の 他           | 9,084            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>320,466</b>   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 59,911           | (純 資 産 の 部)            |                  |
| 投 資 有 価 証 券     | 30,604           | 株 主 資 本                | 729,108          |
| 繰 延 税 金 資 産     | 3,497            | 資 本 金                  | 314,107          |
| そ の 他           | 26,350           | 資 本 剰 余 金              | 291,037          |
| 貸 倒 引 当 金       | △540             | 利 益 剰 余 金              | 123,963          |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>1,049,575</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>729,108</b>   |
|                 |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,049,575</b> |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

## 連結注記表

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 Mobicomm株式会社

#### 2. 連結の範囲の変更に関する事項

平成27年12月の株式取得に伴い、Mobicomm株式会社は当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8～18年

工具、器具及び備品：4～8年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

##### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) のれんの償却方法及び償却期間

5年で均等償却しております。

##### (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

###### ① 繰延資産

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

###### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更等に関する注記)

#### 企業結合に関する会計基準等の早期適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法によっております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法によっております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 26,978千円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 10,005千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む) 1,428千円

長期借入金 6,906千円

3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

|            |          |
|------------|----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 10,000千円 |
| 借入実行残高     | 10,000千円 |
| 差引額        | 一千円      |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、資金調達については自己資金及び金融機関からの借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

投資有価証券は全て非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰表を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 連結貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び預金   | 752,490             | 752,490 | —       |
| (2) 売掛金      | 100,581             |         | —       |
| 貸倒引当金 ※1     | △5                  |         |         |
|              | 100,576             | 100,576 | —       |
| 資産計          | 853,066             | 853,066 | —       |
| (1) 買掛金      | 8,845               | 8,845   | —       |
| (2) 短期借入金    | 15,000              | 15,000  | —       |
| (3) 未払金      | 81,967              | 81,967  | —       |
| (4) 未払法人税等   | 53,656              | 53,656  | —       |
| (5) 長期借入金 ※2 | 113,375             | 113,607 | 232     |
| 負債計          | 272,844             | 273,077 | 232     |

※1 「売掛金」に対応している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

[資産]

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

[負債]

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

固定金利による借入金については、DCF法を用いた（割引金利を「リスク・フリー・レート＋スプレッド」とする計算方法）将来キャッシュ・フローの現在価値を合計し、時価を算定しております。

変動金利による借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額30,604千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 112円95銭

(注) 1. 当連結会計年度は連結損益計算書を作成しておりませんので、1 株当たり当期純利益は記載しておりません。

2. 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1 株当たり純資産額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は平成27年12月10日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性と投資家層拡大を図るために、次の株式分割を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期

平成28年1月1日付をもって平成27年12月31日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割しております。

2. 分割により増加する株式数 普通株式 3,227,500株

3. 1 株当たり情報に及ぼす影響は、(1 株当たり情報に関する注記) に反映されております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

ジグソー株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジグソー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジグソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| (資 産 の 部)       |         | (負 債 の 部)       |         |
| 流 動 資 産         | 809,466 | 流 動 負 債         | 164,060 |
| 現金及び預金          | 686,922 | 買 掛 金           | 7,946   |
| 売 掛 金           | 98,640  | 1年内返済予定の長期借入金   | 13,992  |
| 前 払 費 用         | 10,963  | 未 払 金           | 62,047  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 12,924  | 未 払 法 人 税 等     | 53,364  |
| そ の 他           | 21      | 預 り 金           | 3,619   |
| 貸 倒 引 当 金       | △5      | そ の 他           | 23,090  |
| 固 定 資 産         | 136,753 | 固 定 負 債         | 48,851  |
| 有 形 固 定 資 産     | 22,373  | 長 期 借 入 金       | 38,018  |
| 建 物             | 16,530  | 長 期 未 払 金       | 10,833  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 5,843   | 負 債 合 計         | 212,911 |
| 無 形 固 定 資 産     | 7,463   | (純 資 産 の 部)     |         |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 2,783   | 株 主 資 本         | 733,308 |
| 商 標 権           | 1,364   | 資 本 金           | 314,107 |
| そ の 他           | 3,315   | 資 本 剰 余 金       | 291,037 |
| 投 資 其 他 の 資 産   | 106,917 | 資 本 準 備 金       | 291,037 |
| 投 資 有 価 証 券     | 30,604  | 利 益 剰 余 金       | 128,163 |
| 関 係 会 社 株 式     | 54,200  | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 128,163 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 3,497   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 128,163 |
| そ の 他           | 19,155  | 純 資 産 合 計       | 733,308 |
| 貸 倒 引 当 金       | △540    | 負 債・純 資 産 合 計   | 946,220 |
| 資 産 合 計         | 946,220 |                 |         |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額       |
|-----------------------|--------|---------|
| 売 上 高                 |        | 657,108 |
| 売 上 原 価               |        | 237,141 |
| 売 上 総 利 益             |        | 419,966 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 263,410 |
| 営 業 利 益               |        | 156,556 |
| 営 業 外 収 益             |        |         |
| 受 取 利 息               | 70     |         |
| 為 替 差 益               | 85     |         |
| そ の 他                 | 42     | 199     |
| 営 業 外 費 用             |        |         |
| 支 払 利 息               | 422    |         |
| 株 式 公 開 費 用           | 8,660  |         |
| そ の 他                 | 1      | 9,083   |
| 経 常 利 益               |        | 147,672 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 147,672 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 48,287 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 3,769  | 52,057  |
| 当 期 純 利 益             |        | 95,615  |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日

(単位：千円)

|         | 株 主 資 本 |         |              |                                |              |             | 純 資 産<br>合 計 |
|---------|---------|---------|--------------|--------------------------------|--------------|-------------|--------------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   |              | 利益剰余金                          |              | 株主資本<br>合 計 |              |
|         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | その 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |              |
| 当期首残高   | 53,000  | 29,930  | 29,930       | 32,548                         | 32,548       | 115,478     | 115,478      |
| 当期変動額   |         |         |              |                                |              |             |              |
| 新株の発行   | 261,107 | 261,107 | 261,107      |                                |              | 522,215     | 522,215      |
| 当期純利益   |         |         |              | 95,615                         | 95,615       | 95,615      | 95,615       |
| 当期変動額合計 | 261,107 | 261,107 | 261,107      | 95,615                         | 95,615       | 617,830     | 617,830      |
| 当期末残高   | 314,107 | 291,037 | 291,037      | 128,163                        | 128,163      | 733,308     | 733,308      |

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

|         |             |
|---------|-------------|
| 子会社株式   | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 |             |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8～15年

工具、器具及び備品：4～8年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産

###### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (表示方法の変更)

#### 貸借対照表関係

前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「敷金及び保証金」（前事業年度19,557千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」（当事業年度18,125千円）に含めて表示しております。

### (貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 15,557千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,227,500株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|          |          |
|----------|----------|
| 訴訟和解金    | 9,758千円  |
| 未払事業税    | 4,838千円  |
| その他      | 3,594千円  |
| 繰延税金資産小計 | 18,190千円 |
| 評価性引当額   | △1,769千円 |
| 繰延税金資産合計 | 16,421千円 |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(イ) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(ウ) 子会社等

該当事項はありません。

(エ) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 113円60銭
- 1株当たり当期純利益金額 15円18銭

※当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割

当社は平成27年12月10日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性と投資家層拡大を図るために、次の株式分割を行っております。

1. 株式分割の割合及び時期

平成28年1月1日付をもって平成27年12月31日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割しております。

2. 分割により増加する株式数 普通株式 3,227,500株

3. 1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報に関する注記)に反映されております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月19日

ジグソー株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジグソー株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の遂行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、取締役との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 後発事象

連結注記表及び個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、平成27年12月10日開催の取締役会において、平成28年1月1日を効力発生日とした、株式分割を決議しております。

平成28年2月22日

ジグソー株式会社 監査役会

|              |           |
|--------------|-----------|
| 常勤監査役（社外監査役） | 茂 呂 眞 印   |
| 監査役（社外監査役）   | 山 本 明 彦 印 |
| 監査役（社外監査役）   | 美 澤 臣 一 印 |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものがあります。  
なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

#### (1) 商号の変更について

当社は、商号を英語表記と統一しJIG-SAW株式会社といたします。なお、商号変更につきましては、附則により平成28年5月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除されるものといたします。

#### (2) 目的の変更について

今後の「マシンシティ」を想定したデータ通信業、スマートメーター製造も含めた電力業、仮想通貨関連業や未来社会における保険代理業、様々な産業・分野におけるマネジメントや自動制御、トランザクション処理など、事業展開の多様化に備え、現行定款第2条（目的）の事業目的の文言を追加するものであります。

#### (3) 監査等委員会設置会社への移行について

当社取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、「監査等委員会設置会社」へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### (4) その他

条文の追加および削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(商号)<br/>第1条 当社はジグソー株式会社と称し、英文では <u>JIG-SAW, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. インターネット・イントラネットのシステム構築支援及び開発<br/>(新設)<br/>2～10. (条文省略)<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>(新設)</p> <p>11. 前各号に附随する事業</p> <p>(本店所在地)<br/>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。<br/>1. 取締役会<br/>2. 監査役<br/>3. 監査役会<br/>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)<br/>第19条 当社の取締役<u>10名以内</u>を置く。</p> | <p>(商号)<br/>第1条 当社は<u>JIG-SAW株式会社</u>と称し、英文では <u>JIG-SAW INC.</u> と表示する。</p> <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1. インターネット・イントラネットのシステム構築支援及び開発<br/>2. <u>データ通信を中心とした通信業</u><br/>3～11. (現行どおり)<br/>12. <u>電力供給及び販売その他電気事業</u><br/>13. <u>インターネットを利用した金融業</u><br/>14. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u><br/>15. <u>宇宙開発、資源開発、エネルギー供給、都市開発、海洋開発に関する事業並びにこれらに関するシステム設計、データ処理、通信、監視、マネジメント及び自動制御</u><br/>16. 前各号に附随する事業</p> <p>(本店所在地)<br/>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。<br/>1. 取締役会<br/>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削除)<br/>3. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)<br/>第19条 当社の取締役<u>15名以内</u>を置く。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(選任)<br/>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) (3) (条文省略)</p> <p>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度内の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠又は増員のため選任された<u>取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)<br/>第23条 (条文省略)</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> | <p>(2) <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)<br/>第20条 取締役は株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>(2) (3) (現行どおり)</p> <p>(任期)<br/>第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度内の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) 補欠又は増員のため選任された<u>監査等委員でない取締役の任期は、退任又は現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(3) <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)<br/>第23条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第24条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加えることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該提案について意義を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)<br/> 第25条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第26条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> | <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任)<br/> 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第25条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加えることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)<br/> 第26条 <u>取締役の報酬、賞与、退職慰労金及びその他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第27条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(2) 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会</p>                                                                                           | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                  |
| <p>(員数)<br/>第27条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                        |
| <p>(選任)<br/>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p>                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                        |
| <p>(2) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>                             |                                                                                                                                    |
| <p>(任期)<br/>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度内の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                        |
| <p>(2) 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p>                                                           |                                                                                                                                    |
| <p>(常務の監査役)<br/>第30条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                     | <p>(削除)</p>                                                                                                                        |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/>第31条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>            | <p>(削除)</p>                                                                                                                        |

| 現行定款                                                                                                                                   | 変更案  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>(2) <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                         |      |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                           | (削除) |
| <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第33条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>                         | (削除) |
| <p>(監査役会規程)<br/> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                         | (削除) |
| <p>(報酬及び退職慰労金)<br/> <u>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>                                                                  | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第36条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> | (削除) |
| <p>(2) <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>                          |      |

| 現行定款             | 変更案                                                                                                                                       |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)             | <p>(監査等委員会)<br/> <u>第28条</u> 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>                                                          |
| (新設)             | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> <u>第29条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                |
| (新設)             | <p>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>                                                                                 |
| (新設)             | <p>(監査等委員会規程)<br/> <u>第30条</u> 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>                                                |
| 第37条～第41条 (条文省略) | <p><u>第31条～第35条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p>                                                              |
| (新設)             | <p><u>第1条</u> 当社は、第15期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。ただし、各監査等委員の同意を要するものとする。</p> |
| (新設)             | <p><u>第2条</u> 当社は、第15期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                                 |

| 現行定款 | 変更案                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------|
| (新設) | 第3条 第1条(商号)の変更は、平成28年5月1日から実施する。なお、本附則は第1条の変更効力発生後削除されるものとする。 |

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。現在の当社取締役4名は、定款第21条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して監査等委員でない取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | やまかわ ますなる<br>山川 真考<br>(昭和42年2月1日生) | 平成元年4月 ㈱リクルート 入社<br>平成12年4月 トランス・コスモス㈱ 入社<br>平成14年6月 同社 取締役<br>平成17年5月 アイピー・テレコム㈱ (現 当社) 取締役<br>平成20年9月 当社 代表取締役社長<br>平成26年10月 当社 代表取締役社長 セールスユニット長<br>平成27年9月 当社 代表取締役社長 (現任) | 451,000株      |
| 2     | すずき ひろみち<br>鈴木 博道<br>(昭和58年8月20日生) | 平成18年4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>平成21年8月 公認会計士登録<br>平成24年8月 当社 入社<br>平成24年11月 当社 経営管理ユニット長<br>平成25年7月 当社 取締役 経営管理ユニット長<br>平成27年9月 当社 取締役CFO (現任)                        | —             |
| 3     | しが たいせい<br>志賀 太生<br>(昭和48年7月9日生)   | 平成10年4月 ㈱エスイーシー 入社<br>平成16年4月 アイピー・テレコム㈱ (現 当社) 入社<br>平成18年5月 アイピー・テレコム㈱ 取締役<br>平成20年9月 当社 取締役<br>平成27年9月 当社 取締役CTO (現任)                                                       | —             |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">もろまこと<br/>茂呂真<br/>(昭和36年3月4日生)</p>      | <p>昭和58年4月 東武鉄道(株) 入社<br/>昭和60年9月 第二電電(株) (現 KDDI(株)) 入社<br/>平成9年4月 トランス・コスモス(株) 入社 企画管理部長<br/>平成10年6月 同社 取締役 社長室長<br/>平成15年10月 (株)ナガセ 入社<br/>平成17年7月 同社 執行役員 情報システム部長<br/>平成20年7月 同社 上級執行役員 こども英語塾本部長兼<br/>情報システム部長<br/>平成26年3月 当社 常勤監査役 (現任)<br/>平成26年10月 (株)メディアシーク 社外監査役 (現任)</p> | —             |
| 2     | <p style="text-align: center;">やまもとあきひこ<br/>山本明彦<br/>(昭和33年1月10日生)</p> | <p>昭和55年4月 (株)北海道銀行 入行<br/>平成11年8月 同行 旭ヶ丘支店支店長<br/>平成12年7月 (株)ソフトフロント 入社<br/>平成13年10月 同社 取締役<br/>平成17年9月 山本コンサルティングオフィス 代表 (現任)<br/>平成18年12月 アイピー・テレコム(株) (現 当社) 監査役<br/>(現任)<br/>平成25年5月 (株)サッポロドラッグストアー 社外監査役<br/>(現任)</p>                                                          | —             |

|   |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |
|---|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 3 | みさわ しんいち<br><b>美澤 臣一</b><br>(昭和35年6月22日生) | 昭和59年4月 西武建設(株) 入社<br>平成元年4月 大和証券(株) (現 (株)大和証券グループ本社) 入社<br>平成9年7月 ディー・ブレイン証券(株)設立 代表取締役社長<br>平成11年7月 トランス・コスモス(株) 入社<br>事業企画開発本部長<br>平成14年10月 同社 専務取締役<br>平成15年4月 コ・クリエーションパートナーズ(株)設立 代表取締役 (現任)<br>平成16年4月 トランス・コスモス(株) 専務取締役CFO (最高財務責任者)<br>平成20年9月 (株)マクロミル 社外取締役<br>平成22年6月 (株)ナノ・メディア 社外監査役<br>平成23年7月 (株)ザッパラス 社外取締役 (現任)<br>平成25年6月 ミナトエレクトロニクス(株) 社外監査役 (現任)<br>平成26年3月 当社 監査役 (現任) | — |
|---|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 茂呂眞氏、山本明彦氏及び美澤臣一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 茂呂眞氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去の略歴から、戦略的投資や事業開発等の経験及び財務及び会計に関する相当程度の知見があることから、当社の経営に対して客観的な監査を行っていただけると判断したためであります。
4. 山本明彦氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験及び企業経営に関する知見を当社監査に活かしていただけると判断したためであります。
5. 美澤臣一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、豊富な経験及び企業経営に関する知見を当社監査に活かしていただけると判断したためであります。



#### 第4号議案 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成26年3月28日開催の第13期定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員でない取締役の報酬額を、改めて、同額の年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名（社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名になります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北5条西2丁目5番地

JRタワーホテル日航札幌

36階スカイバンケットルーム「たいよう」



JR札幌駅 東改札南口より徒歩3分

地下鉄東豊線 さっぽろ駅北改札口より徒歩3分

南北線 さっぽろ駅北改札口より徒歩5分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。